

第1回障がい者施策推進協議会 会議録

古松係長：（開会）

山田局長：（あいさつ）

古松係長：（出席者紹介、資料確認等）

【会長選出】

中島課長：本協議会については、本日が初めてということで、会長の職について、事務局から提案させていただきたいと思っている。本協議会は、これまで障がい福祉に関する学識経験者の立場から参画いただいている委員の方に会長職をお願いしているところだ。事務局としては、以前からこの協議会に学識経験者として参画いただいている松端委員に会長をお願いしたいと考えているが、いかがだろうか。（異議なし。）ありがとうございます。異議なしということで、会長については松端委員にお願いする。それでは、松端委員におかれては、正面の席へ移動をお願いする。

古松係長：それでは、以降の議事進行を松端会長にお願いする。松端会長、よろしく申し上げます。

松端会長：改めて、桃山学院大学の松端といいます。どうぞよろしくお願いいたします。前会長が右田先生なので、その後というのはきっと大変だが。国の方が、2006年から障害者自立支援法がスタートしたが、法律のできる時からずっともめ続けて、国の方も政権交代があって、改革推進会議で議論されて、今回、障害者総合支援法という形でとりあえずこれで落ち着いたと考えてよいのか。法律の根幹がずっと揺らいでいたので、大阪市としても、障がい者の施策をどういう方向に持って行くのかというのは、大変ご苦労されたと思うが、とりあえず国の方もそれなりに落ち着いてきたようなので、ぜひ、皆さんと一緒に議論しながら、よい障がい者の施策を作っていけたらと思う。よろしくお願いいたします。

それでは、早速次第に沿って進めていきたいと思う。議題の1番、大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画の策定についてということで、事務局に説明をお願いする。

【議題1 大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画の策定について（報告）】

中島課長：私の方から、議題1である大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画の策定について報告させていただく。この計画については、昨年度参加いただいていた委員の皆さま方に熱心な議論をいただき、24年3月であるが、この計画を策定したところである。策定にあたっては、本推進協議会、それぞれの専門部会において活発な議論をいただき、特に三田委員には専門部会の座長として尽力いただき、まとめていただいたところである。この計画については、一応策定ということで、今後、これから推進していくところだ。この冊子の右下に四角い印刷があるが、これはSPコードで、専用の読み取り機で読み取ることで、視覚障がいのある方についても、この冊子の情報を音声読み上げで聴いていただけるよう、今回取り組んできたところだ。これについては、12月に実施したパブリックコメントにおいても、同様の取り組みとしてSPコードを印刷して、視覚障がいのある方にも、この冊子について情報を知っていただくという形で進めてきたところである。

この計画については、大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画ということで一体の計画としているが、一つには障害者基本法に基づく障がい者計画として、大阪市の障がいのある方に関わるさまざまな施策、福祉に限らず教育、保育、医療、労働、就労、環境といった各分野にわたって、それぞれの施策について、基本的な方向を示した総合的な計画である。また、この計画にあわせて、障害者自立支援法に基づく大阪市の各種の福祉サービス、ホームヘルプサービスであるとかグループホーム、ケアホーム、通所に関わるさまざまな福祉サービスについての必要な見込量を策定して、また、その確保の方策について定めたものとして、一体的な計画として策定した。

計画期間については、大阪市障がい者支援計画については、この計画の第2部のところに当るが、24年から29年の6年間の計画として、また中間年にも見直すこととしている。また、各種福祉サービスを見込んだ障がい福祉計画については、24年度から3年間ということで、国の方でもこれについては3年間と定めているので、それに従って3年間の計画としているところだ。この計画についても、3年サイクルで見直していくということなので、この推進協議会の委員の任期についても、この計画の期間に合わせて3年任期という形にしているところである。計画の中身については、目次を見ていただければと思うが、総論では障がい者計画の基本的考え方、今後の方向性を組み込み、第2部のところで、先ほど申した保育、教育、福祉の課題、啓発の課題、環境づくり、保健、医療といったことについて、基本的な考え方を示しているし、78ページ以降だが、福祉計画では、入所施設からの地域移行、精神科病院からの地域移行、福祉施設から一般就労に向けての計画の数値目標と、それぞれ計画の数値目標を定めている。それにあわせて、訪問系サービス、日中系活動、居住系サービスといったそれぞれのサービスごとの必要な見込量を定めているところである。冊子の99ページには、供給体制というか、サービスの必要量を一覧で定めている。簡単であるが、計画の説明については以上だ。よろしく願います。

松端会長：ありがとうございます。これは、この3月策定で、4月からスタートしているということですね。（そうだ。）今、説明があったが、何か意見なり質

問はないか。これは三田委員が座長でまとめていただいたのですね。何か補足はないだろうか。

三田委員：いろいろ大変だったが、まとまってよかったと思う。いろいろな意見が出てきたことが記憶に残っているので、これは計画ではあるが、見直しということだが、その間にもいろいろな意見が出てくるかと思うので、委員会の中でも注意深く見ていきたいと思っている。

松端会長：ありがとうございます。大阪市の場合、とにかく協議を大切にしているので、丁寧に議論しながら、皆さんの意見をうまく調整してということで、いろいろ大変だったかと思うが、かなり評価できる計画になっているのではないかと思う。質問なり意見なり、よろしいだろうか。もし、お気づきの点があれば、また遡ってでも結構なので、おっしゃっていただけたらと思う。

それでは、次は議題の二つ目、平成24年度からの大阪市障がい者施策推進協議会の体制についてということで、よろしく願います。

【議題2 平成24年度からの大阪市障がい者施策推進協議会の体制について】

中島課長：（資料1により説明）

松端会長：ありがとうございます。全体に多くの委員の方が代わられたのですね。

中島課長：それぞれ組織から紹介いただいた方は代わっているし、発達障がいの関係で新たに委員をお願いしている先生もいる。

松端会長：全体の推進協議会があって、この計画策定で、3年なので、来年、また見直しの作業が入るのか？

中島課長：来年すぐには入らないが、来年はそれに向けた調査を実施したいと考えているので、調査項目をどうするとか、調査方法をどうするかといった議論をいただければと考えている。

松端会長：再来年に見直して、次にまた新しくなるのか？

中島課長：福祉計画が3年サイクルなので、総合支援法ができてどうなるかということはあるが、今の計画期間は3年なので、いずれにしても見直しが必要になってくる。それを想定した形で進めていきたいと思っている。

松端会長：総合支援法も、基本的には自立支援法と同じ枠組なので、同じようにしていかななくてはいけないということだろう。それから、自立支援協議会、これは各区の24か所と市全体の1か所であるということか。

栄委員：私は、こちらの協議会に参加して、24区それぞれの自立支援協議会があるのだが、皆さんご存じのように、かなり区の格差があるということと、自立支援協議会で話される内容や頻度、参加者という辺りでも格差があるというのが、ずっとこの間課題になっているというのがあって、かといって、それぞれの区の独自性や特性は生かした方がいいとは思っているのだが、そういう意味では全体的にそれぞれ各区の状況をとらえることは引き続き必要だと思っている。

松端会長：栄先生なども入っているこの委員会では、各区がどんなことをしているかという集約はできているのですよね。それは、各区に返しているのか？例えば、西淀川区がやっていて、西淀川区が何をするのかはここでわかる。で、西淀川区の自立支援協議会の人たちは、他の23区がどんなことをやっているのかは、一応わかっているのか？

中島課長：それぞれ情報提供は各区にしているので、各区の取り組みを参考にしながら自分の区をどうしていくのかということについては、それぞれ区ごとの課題については議論していただいているし、年に1回、研修会も実施し、それぞれ区で皆さんに集まっていただいて、そこで講義形式なり実習形式なりでさせていただいているので、その中でできるだけ皆さんのレベルアップをしていただくという取り組みはしているところだ。

松端会長：ある区から見たら、よそがどんなことをやっているかは、情報としてはわかっているのですね。（はい。）で、栄委員がおっしゃるには、結構、格差が。活発に動いていたり、ネットワークが上手に作れているところもあれば、そうじゃないところもあるということですね。

中島課長：確かに、栄委員がおっしゃった、区ごとに格差ということだが、なかなか回数開けないところも、集まる回数を増やしてもらったり、区で相談会を開いてもらったり、マップ作りとか、それぞれ工夫をしてもらいながら進めているところだ。引き続き区の方でも取り組んでいただいて、この4月にそれぞれ区の相談支援事業所を再編したというのもあるので、区で活発な障がい者ネットワークが作っていければとは考えている。

松端会長：自立支援法はいろいろ批判もあったが、自立支援協議会は、これをうまく運用するととてもメリットがあるということは指摘されているので、ぜひ、折角できた仕組みなので、有効に回るようにできたらと思う。

西滝委員：今年の法改正で、来年の新しい法律に関わると思うが、自立支援協議会は前よりは強化される方向になっている。特に、障がい当事者が参画することが強く出ているが、現実やはり我々には全く見えてこない状況だ。今回の委員の名前が出ているが、残念ながら当事者といえるのは3、4人ぐらいで、大阪市はもっと当事者の意見を汲み取る姿勢がいると思う。特に、区のレベルでは当事者の意見が大事だと思うが、大阪市の区の体制が強くなるように聞いているので、現にその影響が、今までの区である福祉会はいろいろな協力が、前はできたのに、今はできない状況が起こっている。障がい当事者の声を発表できる場所として、区の自立支援協議会も大事だと思う。大阪市も、もっと当事者の参画を増やしてもらいたい、そういう体制があるかなと思う。

松端会長：ありがとうございます。自立支援協議会も法的な位置付けも明確になったし、今の西滝委員からの指摘にもあったように、当事者が積極的に参画して、一緒に施策を考えて作っていくとか、あるいはさまざまな支援が十分に行き届かないような困難な状況の中に置かれている方もたくさんおられるので、そういう方の問題というのは、当事者の人たちが自ら声を上げることによって一緒に考えていくという面もあると思うので、これもよりよいものを作っていくというものなので、ぜひ、こういう機会を生かして積極的に発言いただいて、それを施策に反映できるようにしていけたらと思う。そのほか、いかがだろうか。

山野委員：私は生野区なのだが、活発にとおっしゃっていたが、うちの場合は、11月20日にやっと1回目が開催されると聞いただけで、今までは年に5回あったのだが、今回は11月、1月、3月の3回だ。それも、ほとんどが事業所からの報告的なものばかりで、今のような内容も含めて、私たちには一切伝わってこないというのが現状だし、西滝委員の話などを聞いていると、区によって差があるのだなあと感じている。そこへ参加している私の立場も、もう少ししっかりしないといけないのかなとは思いますが、すごく格差を感じている。

松端会長：第1回が11月とは、ちょっと遅い。他の区がどういう風に会議をしているかという情報を共有した上で、真似する必要はないだろうが、それぞれの区の特徴、独自性を踏まえながら、少なくとも会議はもう少し頻繁にあった方がいいだろうし、この自立支援協議会で全て賄えるわけではないので、各部会の組織ができているが、そういったところの議論もあると思う。自立支援協議会に、相談支援部会とか、権利擁護部会などがあるのですね？

中島課長：各区では、区の取り組みとして、障がい種別ごとの部会などがあるが、全部の区にあるわけではない。

三田委員：私もこの自立支援協議会に初めから参加していて、さっき西滝さんや山野さんが言われた、各区によってもっといろいろな課題があり、いろいろなことをやっていると思うが、この市の協議会自身が、この施策推進協議会の部会ということで、非常に制約があって、他の地域とは全く異なる自立支援協議会だ。フリーのディスカッションをしたり、各区の様子をもっと知りたい部分もあるのだが、ジレンマを感じながらやっているというのが正直なところだ。当事者もこの中には何人か入っているのだが、当事者の意見もさることながら、やはり、この自立支援協議会の独立性だとか、ここに期待されていることが、果たしてこの体制でいいのかというのは、始まる時からずっと言い続けている。一つの部会である、使命は事業所のアンケートをとって、そのための前後の会議みたいな感じなので、何のために集まっているのかというところがあって、これだけのメンバーがいるのにもったいない。他の地域ではこういう形でやられているところはほとんど知らないで、独立した形が全面的にいいのかどうかかわからないが、少なくとも、4、5年やってきて、各区の情報がすんなり流れているという実感はないし、私たちは何度も区の人と一緒に話し合いの場を持ちたいとか、区の様子をもっと深く掘り下げたいとの思いはあるのだが、限界があるかなという感じがしている。プラス、当事者の参画を上げるとか、あるいは自立支援協議会でどんな取り組みをするのかというのは、残念ながらここではなかなか話し合いができないのかなというところが、すごく残念でもったいない。法的に位置付けられて、ようやく全国的にも出揃ってきて、地域によって自立支援協議会が全く違っていいと思うが、政令指定都市で、これだけ歴史もかけてきて、人材もこれだけいて、何か生み出していくような、地域で谷間に置かれた人だとか、処遇困難なケースにどう取り組むかというアプローチを、現場の人と集まって、知恵を結集してというところの良さが生かせるような会議になればいいと思っている。引き続き委員もやらせていただくことになっているので、中でも言っていきたい。

松端会長：ありがとうございました。多分、役割としては、一つは市全体の方向をどうするかみたいなのを知恵を出し合いながらということ、もう一つは、各区の取り組みを市の自立支援協議会でちゃんと集約できていて、その情報を共有できて、それを各区に発信して、各区の取り組みを活性化していくと。だから、先ほど山野委員がおっしゃったように、活動が低調なところがあれば、そういうところをもっと活発に活動できるようにサポートする、応援するような機能もないといけないのかなあと思うので、今後この取り組みも考えていかなければいけないと思う。特徴的なのは、施策推進協議会の下部組織の位置付けになる。よその場合は、これが独立した自立支援協議会としてあるので、三田委員の指摘では、その辺りのいろいろな制約があって動きにくい面もあるということなので、これは、より積極的に動いて行きやすいように、運用上のことだろうから、変えていけるのではないかと思うので、ぜひ、変えていくということで積極的に関与していただけたらと思う。そのほか、いかがだろうか。

では、議題の三つ目、大阪市における障がいの表記についてということで、よろしくをお願いします。

【議題3 大阪市における「障がい」の表記について（報告）】

中島課長：（資料2により説明）

松端会長：障がいの「がい」という字をひらがなに変更するということだ。これについては、国の方でも決まっていないうし、賛否両論あるが、大阪府がすでに平成20年3月から「がい」をひらがなにしているということで、今回、大阪市においても「がい」をひらがなにするということだ。これはもう、ここで議論しても決まっている話ですね。

中島課長：これは決まるまでの状況を報告という形でさせていただいている。

松端会長：何か意見なり質問なりいかがか。

西滝委員：こういうことを決める理由がちょっとわからないのだが、それは別にして、私たちの団体が大阪市に文書を出す時に、法令の名前がひらがなの「がい」なのに、それはそのままひらがなで書いて、文章の中では、「聴覚障害者の福祉向上のため」という文があって、その部分では漢字で「障害」と記されたものを出したのだが、大阪市が「聴覚障害者の福祉向上のため」の漢字をひらがなに変えよと言われ、福祉局ではない別の局の話だが、少しもめた。そういう強権的に変えさせるやり方というのは問題があると思っている。対応については、強権的にやらないでいただきたいと思っている。

中島課長：今回「がい」の表記を変えるのは、あくまで行政の側というか、行政の書類や広報、組織名なので、団体の方にこれを強制するものではないので、団体名称、あるいは団体が出される書類、文書等については、強制するものではない。引き続き団体の方で「害」の漢字を使うことについて、引き続きそのままで結構だ。強制するものではない。その件はまた教えてもらえればと思うが。

西滝委員：実質的な強制で、公印を押して持って行った文書を、その場で書き直しを言われ、その時は、法令がひらがなの「がい」だったので、その場では書き直した。次は、「障害者」の「害」も変えろと言われたので、何度も行ったり来たりしてはんこを押すのも大変だったし、それでもめて、こちらの意見を通したわけだ。強制的なやり方が現実にあるということだ。強制ではないとおっしゃった以上、強制的なやり方が現実にあるということだ。

松端会長：大阪市の、福祉ではない他の部局ということですね。福祉局以外の大阪市ですね？

西滝委員：はい、大阪市です。福祉局とは別の局で言われたということだ。

出海部長：先ほど申しあげたように、あくまで、これは大阪市の行政としての取り扱いの話なので、決して、それを一般市民の方、あるいは団体の方に押し付けるということではない。もともとの考え方は、橋下市長の強い思いから出てきている話で、府でそういう取り組みをやった中で、市も整合性をとりたいということと、市長自身も、必ずしもひらがなでないとだめとか、漢字でないとだめと言っているわけではなくて、たまたま接している方の中で漢字ということで非常に嫌な思いをしているということを通じて訴えられた。嫌な思いをしている方がいるのなら、少しでもそういうことが解消されればそれがいいではないかという、割と素直な発想から出てきている話だ。それについてはいろいろな意見があるのはわかっているが、あくまでもこれは市の取り扱いの話なので、どこのケースかわからないのだが、もしもそういうことがあれば我々に言ってもらえば、関係のところとも話をさせてもらう。我々も、関係局に対しては、強制するものではないと伝えているつもりなのだが、もしそんなことが出てきたら、具体的に教えてもらえば対応もさせていただきたいと思うので、よろしく願います。

松端会長：だから、市発の文書は全部「がい」はひらがなですね。今度、市に申請をしたり、あるいは委託事業などの報告をする時はどうなのか？別に漢字でもよいのか？

出海部長：基本的にはそれは自由だと思う。ただ、大阪市の委託事業などをやる時に、例えば委託事業の中でのピラなどは、大阪市の委託事業であるので合わせてくださいということはあるかもしれない。

松端会長：各事業所なり団体なりがどう表記するかは全く自由ということですね。ただ、大阪市の委託事業とか、補助（事業）はどうか？委託は強力だろうが、補助はもう少し緩やかか？

出海部長：基本的に、委託でも補助でも、大阪市が関わっている事業については、（大阪市から出る文書は「がい」がひらがな。） そうだ、そうさせてもらっている。（それを受けた団体なり事業所が何か文書、その事業の報告書なりを書いたり。） 例えば、我々の方に実績報告をいただくという時に、特段、それでわざわざ書き換えてくださいということは、そこまでは思っていない。ただ、先ほど申しあげたように、大阪市の事業としてやる委託事業なので、市民の方に触れる文書などについては、大阪市のスタンスに合わせていただきたいということはあると思う。

松端会長：もし何か不都合があれば局に言っていただいて、その都度調整を図りながら、そういう具体的な事例を積み重ねることによって、ある程度一定のルールみたいなものができると思うので、よろしく願います。

山野委員：皆さんに知っておいていただきたいのは、視覚障がいの場合は、点字やテープの場合は読み方は全く変わらないし、点字も「ショウガイ」というのは全く変わらない。それで、先天的に全く漢字を知らない方は、周囲では一体ひらがなになったからといって、何が変わるのかなあというところだ。逆に、例えば点字で原稿を出した時に、その方によって、活字に訳される時にひらがなを使われるか、「害」という漢字を使われるのか、そこの判断になっていくのかなあというところで、ニュアンスの違いや意味の違いをどう理解すればよいのか考えるところだ。現実に私も全く見えないので、原稿を作る時に、当然「ショウガイシャ」と入れたら今まで漢字で出る。なかなか一貫して漢字とひらがなを使い分けるとするのは、できるかどうかちょっと自信がないのが現状だ。皆さんに知ってもらいたいというところでお話しさせていただいた。

松端会長：確かに、点字では関係ない。（テープの場合、音訳の場合も関係ない。）　だが、点字からスマ字に変える時に、変える人によって「がい」がひらがなになったり漢字になったりするのがあるって、山野さん自身は、例えば漢字のままがいいと思っているのに、勝手にひらがなに変わっているみたいなことが起こり得る。

山野委員：その辺が、私たち自身もどのように判断すればいいのか、ちょっとわからないところだ。

松端会長：本当は、ひらがなにするとかいうよりは、そもそも「障がい」という呼び方を変えるとか、本当であれば。

山野委員：音声で（パソコン操作を）やっているので、「障害者」と入れたら「ショウガイシャ」と読んでくれる。ところが、「がい」をひらがなにすると、「サワリガイシャ」と読む。これはひらがなを使っているのだなど、音声で聞いていてわかるのだが、音声で聞くとそういう言葉になる。

松端会長：「害」がよくないのはわかるが、そんなことを言い出したら、「障」の方はそのまま放置しているというのもよくわからない。個人的には僕も漢字を使い続けているが、大阪市でも書いているが、「障がい者」とせずに、「障がいのある人」みたいな表現をすることが多い。これも、もう少しいろいろな議論があって、実際にいろいろなところで不都合があったり、それなりに統一したルールができたりして、まあまあ収まっていくのかなと思う。とりあえず、大阪市の公文書としては「がい」

はひらがなになっていくと。それから、大阪市が関与するような委託事業や補助事業に関しても、基本的には大阪市発の場合は、「がい」はひらがなだということだ。

では、議題の四つ目、障がい者虐待防止体制の整備についてということで、これは10月から施行されているので、よろしく願います。

【議題4 障がい者虐待防止体制の整備について（報告）】

中島課長：（資料3により説明）

松端会長：ありがとうございました。障害者虐待防止法に対応する形で、市の、これは虐待防止センターでよいのか？防止センターとは言わないのか？

中島課長：防止センターというものを一つ設けているわけではない。区役所なり区の相談支援センターなり、局の方がそれぞれ分担しているという状況だ。

松端会長：虐待対応の仕組みを作ったということでいいのですね。基本的には、各区で受け付けるということでよいのか？

中島課長：養護者による虐待については、各区と各区にある障がい者相談支援センターで受け付ける。

松端会長：今は養護者という話だったが、障がい者施設の従事者による虐待の場合、それから働いている場合の使用者による虐待の場合というのは？

中島課長：障がい者福祉施設の従事者等については、福祉局の障害福祉課の方で窓口となるし、使用者による虐待については、福祉局の地域福祉課相談支援グループが窓口となるということで進めてまいりたいと思っている。

西滝委員：いくつか疑問があるのだが、まず一つは、虐待防止法によると、虐待防止センターを市町村にとのことだが、全くセンターの形がない方法で大阪市が進んでいるように思うが、それで大丈夫なのか、法律上の問題はないのか？

それから、ちょっと気になったのだが、現に家庭内の虐待があるとして、保護しないといけない状況の時、これでは③の(3)の分離保護になると思うのだが、一時的に保護する施設はどこにあるのか。その施設の整備はどうなっているのかということだ。

それから、改めて戻るが、法律では市町村の役所が仕事をするとすると思うが、大阪市は全くない。社会福祉協議会に丸投げするような感じがするが、大阪市の責任が見えないと思うが。いくつか疑問があったので、言わせていただいた。

松端会長：今、具体的に言うと三つあったか。一つは、防止センターを置かないが、問題はないか。それから、分離保護する場合、どこで保護するのか。それから、各区でということだが、それは区社協へ丸投げかという話だった。いかがか？

山本課長：質問の1点目だが、センターがない形について法的にどうかということだが、法律の規定で言えば、「市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすようにするものとする」という、ちょっとあいまいな条文になっていて、確認をしたところ、障がい者虐待防止センターという施設を整備する必要は、必ずしもない、法律に規定された機能を市町村として果たすことができればそれで構わないということになっているので、大阪市の場合は、ちょっと部署が分かれるのだが、大阪市総体としてセンターの機能を果たすということで、ここがセンターという形のもの整備はしていない。

それから2点目。分離保護しないといけない時の一時保護施設はどこにあるかということだが、非常に少ないキャパではあるが、どうしても緊急に分離しないといけない方に入っていただくためのベッドを確保している。これは、民間の施設に委託して確保しているが、外部には場所なり名称なりというのは知らせないこととしている。

それから3点目だが、虐待対応はあくまで市町村の責務なので、各区において責任を持って対応するというので、社協等へ丸投げして、委託で全部してもらおうというような体制にはしていない。資料の中でもあるように、虐待であるかどうかの判断だとか、緊急性の判断、支援方針等を決定するコアメンバー会議は、必ず区役所の課長級、管理職も含めた組織として判断を行い、必要に応じて権限行使を行うということにしている。

松端会長：ありがとうございます。機能を果たすということなので、今回説明いただいたような、機能を果たすための仕組みを今回作ったということだ。分離保護については、シェルターの的でもあるので、どことは言えないけれども、民間施設に委託する形で確保していると。それから、対応については、あくまで行政の責任として対応するということだ。

山野委員：内容以前の文字の確認だけなのだが、コアメンバーとあるが、この「コア」は、カタカナか、それとも漢字があるのか？

松端会長：カタカナだ。中心とか核という意味である。

三田委員：質問なのだが、三つある。一つは、なかなか難しいとは思いますが、時間外の受け付けはどうするのかというのが一つだ。それからもう一つは、保健福祉センターが受け付けるということなのだが、担当というか、どんな方がどんな体制で受けるのか？人がいない状況の中で、しかも初動の動きがすごく大事だと思うのだが、専門

職に限る必要があるとも言えないぐらい早い方がいい場合もあるので、どうかなというのの一つだ。それともう一つは、障がい者相談支援センターが窓口というのは、支援センターの方には伝えているのか？計画策定の時にこの話が随分出ていて、区（保健福祉）センターと民間の相談支援センターを併記するのは責任が重いという意見が計画策定・推進部会の委員から出ていたと思うので、決定したことで説明されたのかについてお願いします。

山本課長：まず、時間外の受け付けだが、区役所と相談支援センターが月曜日から金曜日の昼間業務をしているので、この時間帯についてはその両者が受付窓口となる。それから時間外と休日については、休日夜間福祉相談電話事業というのを実施していて、これについては、現在大阪市社会福祉協議会に委託しているのだが、そちらが時間外・休日の受付窓口ということで、こちらで受け付けたケースで緊急性のあるものについては、私どもの携帯に緊急連絡が入るという体制をとっている。

それから2点目なのだが、区の担当者の資質という趣旨の質問かと思うが、まず、法施行に先立って、4月から各区に障がい者虐待防止の取り組みという業務を位置付け、担当者を配置している。具体の担当者の選任については各区の判断なのだが、多くの区で、高齢者虐待対応の経験を有する保健師が主たる担当者という形をとっている。それから、主たる担当者は1名なのだが、それ以外に副担当も設けているし、どうしても安否確認で強制的に障がい者のお宅に立入調査をしないといけないという時には、かなりの人数で対応しないといけないということで、立入調査に従事する職員は、各区十数名に立入の吏員証を交付しているので、必要な時には複数で対応できる体制を組んでいる。

それから3点目なのだが、相談支援センターが窓口であることについては、相談支援センターの方々ともいろいろと意見交換をし、当初、私どもの思いとセンター側の思いとで若干食い違う部分はあったのだが、そこは調整して、通報・届出の受付業務と障がい者本人や養護者に対する相談・助言という部分を中心に対応していただくということで、10月1日を迎える前に相談支援センターの職員と区役所の担当者を対象に研修を実施している。

松端会長：ありがとうございます。そのほか、いかがだろうか？この仕組みはすでにスタートしているので、今のところ（通報・届出は）入ってきているのか？まだ、今日は二日目だから無理か？

山本課長：数字自身はまだ把握できていないのだが、10月1日にも通報は来ている。それからこの4月以降でも、法は施行されていないが、担当者はいるので、相談の中で虐待と思われるケースを把握して対応しているが、4月から7月の4か月間で全市で20数件あった。

壺阪委員：社会福祉協議会の立場から質問する。ケースの問題をお聞かせ願いたいと思ったが出たので、一つはコアメンバー会議の構成なのだが、行政だけでやっているが、民生委員や町会など、発生した当該地域の人が入っていないのだが、これはどうされるのか。行政決定だから民間は遠慮してもらおうという考え方に立っているのか？それから、分離保護の時に、警察との関係はどうなっているのか？強面の人だと行政職員は対応できないので。それから、過去に虐待のあったケースをちゃんと把握しておかないと、繰り返し発生する可能性があるので、それをどうするのか？それから、虐待を受けた人に対するカウンセリングをどうするのか？今のところ始まって間がないので、無いと思うが、その辺をどうしていくのか考え方だけでも聞かせてほしい。

山本課長：まず、コアメンバー会議のメンバーなのだが、基本的に大阪市内部のなるべく少数で会議を行うこととしている。協力いただかないといけない民間を含めた関係機関については、一定の大きな方針をコアメンバー会議で定めた上で、この流れ図にある個別ケース会議を設けているのだが、こちらに参加いただいて、具体の役割分担などを協議することになっている。

それから、2点目の分離保護をする際の警察との関係なのだが、法律上は、立入調査をする際には警察に援助要請を行うことができるということになっていて、これについては、高齢者虐待防止法でも同様の規定があり、警察と区との間で連携をとって協力いただくということで、私どもから府警本部にもお願いしている。実際に分離保護をする時に、場合によっては修羅場のようなことになりかねないのだが、例えば、デイサービスに行っている時に、養護者と離れたタイミングを見計らって分離をしたり、あるいは病院に通院した際に分離をしたりと、いろいろ工夫をしながら対応することとしているのだが、最悪、どうしても養護者と離れる局面が近々見つからないというような時には、やはり警察の協力をいただくという体制にしている。

それから3点目、虐待ケースの把握なのだが、今のところ、この4月以降のケースについては、虐待ケースということで業務上取り扱った記録もあるので、それらについては把握できているのだが、それ以前のケースについては、業務としての虐待対応という位置付けがなかったのが、相談記録の中から虐待ケースを掘り当てないといけないということで、今のところまだできていない。貴重なご意見をいただいたので、これについては着手してまいりたいと考えている。

それから、4点目の虐待を受けた障がい者本人に対するカウンセリングということだが、本人なり養護者なりへの相談対応という部分は障がい者相談支援センターと区で対応していくことになっているが、主として相談支援センターで対応していただくことが多くなろうかと考えている。

松端会長：ありがとうございました。すでに4月から虐待ケースという形で把握し、対応もしているということだが、今後、本格的にスタートするので、その様子を見ながら、具体的に、例えばカウンセリングとか心理的なケアをどうするかといったことも出てくると思うので、引き続きよろしく願います。そのほか、どうだろう？

栄委員：確認ということで、よろしく願います。コアメンバー会議で、虐待かどうかの判断とか、緊急性の判断という言葉があるが、この文言で言う項目とかアセスメントとか、そういったツールというのは、大阪市で独自のものがあるのかどうかという辺りを教えていただきたいのが1件と、もう一つは、ここに書いている支援方針はコアメンバー会議で作るということ、それに基づいて、その後、いずれかの虐待にあった場合は、個別ケース会議につなげるということ、その辺の関係を明確に説明していただきたいということと、最後、3点目なのだが、こういった形があった時に、終結がコアメンバー会議でまた行われる形になるが、コアメンバー会議が終結をするということで、この文言によれば、「危険状態から障がい者の生命、身体及び財産」という形で、目に見える虐待を書いているのだが、心理的虐待であったりネグレクトのような場合はどんな風に判断して終結とするのかという点を、説明、よろしく願います。

山本課長：まず1点目、コアメンバー会議の中で虐待かどうかの判断、緊急性の判断を行うということなのだが、ツールとしては、事実確認シートというチェックリストを作成している。一般的に虐待ケースについて確認すべき事項をほぼ網羅しているつもりなのだが、その事実確認チェックシートでもって、一定の虐待の状態を浮かび上がらせた上で判断することになっている。また、緊急性の判断については、そういったツールがないことはないが、まだ厚生労働省的には、マニュアルに掲載するには至っていない状況があって、厚生労働省いわく、事例の蓄積が少ないために有効性の確認が取れないということで、一定のチェックを入れていくと緊急性があるかないかということが機械的に見えるようなシートなのだが、それについては参考までに使わせていただくという予定をしている。あくまで、判断としては総合判断ということになるかと思う。

それから、コアメンバー会議で支援方針を決めた後に個別ケース会議を開いてという形になっているのだが、コアメンバー会議で決める支援方針というのは、大きな方針として、この流れ図の中にも書いているように、(1)、(2)、(3)の正方形が三つ並んでいるかと思うのだが、在宅での計画的・総合的援助、在宅での集中的援助、分離保護と、大体こういった大きな方針、分離しないといけないのか、あるいは福祉サービスの量を増やして養護者に少し休養していただく対応が必要なのか、あるいは見守りだけでも大丈夫なのかというような大きな方針はコアメンバー会議で決める。その上で、民間の関係機関の方にも参加いただいて、具体の支援内容については個別ケース会議の中で決めていくという予定にしている。

それから、終結の判断なのだが、これについては非常に難しいものがあると考えている。高齢者虐待対応については、平成18年度以降の蓄積があるのだが、障がい者虐待と必ずしも同一視はできないと思うが、これまで高齢者虐待対応の中で、終結という形が明確に判断できたケースというのは、分離したまま戻せない、養護者の改善なりが望めないというようなケースでも分離のままでいかざるを得ないケースについ

では、その判断をすることは比較的明確な判断ができるのだが、質問の中にもあったように、ネグレクトであるとか心理的虐待ということが起こる原因が完全に除去されたかどうかという判断を実際に行うのは、なかなか大変とは考えている。一旦終結の判断をしても、再度、新規のケースとしてまた対応しないといけないケースが出てくる可能性もあるかと考えている。

松端会長：ありがとうございます。その辺りは難しい。仮に分離して関わりがなければまあまあ、ただ、それも、分離した後養護者の方はそのままでもいいかという問題もあるだろうし、在宅で一緒に暮らしている場合はなかなか難しい。長年蓄積されてきた関係があるので、多分、時間をかけて対応しなければならない。

山本課長：特に、高齢者と違って、障がい者の場合は分離後の期間が長いことがある、場合によっては何十年ということもあるので、その判断は非常に苦しむことになるかなと思う。

松端会長：これも、プライバシーに配慮しながら丁寧に事例を整理していただいて、その時の対応が本当によかったのかを常に検証しながら、対応する方の力量をアップする取り組みをあわせてしないといけない。ありがとうございます。これから本格的に動き出すということなので、この会にも必要に応じて報告してもらいながら検討できたらと思う。どうぞよろしく願います。

それでは、議題の五つ目、その他についてよろしく願います。

【議題5 その他】

中島課長：（参考資料3により総合支援法について説明）

松端会長：ありがとうございます。自立支援法を廃止するというところで、改革推進会議の議論があって、そこで議論されたことと、この障害者総合支援法とのギャップが大きすぎて批判もあるのだが、これはこれで結構画期的な改正内容も含んでいるので、皆さん意見がいろいろあるかとは思いますが、法の枠組がこの間議論されてきたが、一応これで落ち着いたと考えていいと思う。質問や意見はいかがか？いくつかおもしろいというか、評価できるのか難しいが、一番最後のページの意思決定支援。自己決定というのは当事者運動の一つの柱だったが、知的障がいや精神障がい、発達障がいのある方の場合は、自己決定する「自己」というところ、判断したり考えたりということが困難なので、自己決定の広い概念で意思決定ということで、ものを考えたり決めたりするところからサポートしようということだ。これについて何かあるか？これはこれで、法律の規定も、社会的障壁の除去という観点が、障害者基本法にもあったが、今回もうたわわれているし、自立支援協議会絡みでは名称を変えてもいいという

話なのか。それはそれで、余計に混乱するのかなと思うが、名称の話ではなくて中身で詰めなくてはいけないが。これらも順次、段階的に施行されていくので、それに応じて施策を組み替えたりということがあると思う。引き続きここでいろいろと議論することになるかと思うので、よろしく願います。

以上で今日の議題は終了だが、何かあるか？今日発言いただかなかった方で、もし何かおっしゃりたいことがあれば。よろしいだろうか。では、事務局へお返ししたいと思う。ありがとうございました。

出海部長：本日は、大変お忙しい中、貴重な時間を頂戴し、ありがとうございました。会長に就任いただいた松端先生も、いろいろと議論を回していただきありがとうございました。障がい者施策も、一つの枠組ができたとはいえ、詳細なところはこれから議論を深めていかないとならないと思うので、皆さま方のお力添えをよろしく願います。本当に今日はありがとうございました。

古松係長：それでは、これをもって大阪市障がい者施策推進協議会を閉会とさせていただきます。皆さま誠にありがとうございました。